

# LIESA(エスコーラ・ヂ・サンバ独立リーグ)のスペシャル・グループ所属エスコーラによるパレードにかかる実施要項(2010年カーニバル用)

## 第1部 パレード開催

### 第1条

LIESA(エスコーラ・ヂ・サンバ独立リーグ)のスペシャル・グループ所属エスコーラによる、2010年カーニバルにおけるパレードは、本実施要項に記載の義務事項に従う。

## 第1章 RIOTURの義務

### 第2条

RIOTURは、LIESAとの間で別途締結する契約の条項に従い、パレードが行われる道路の運用面での諸策の実施を担当する。

## 第2章 LIESAの義務

### 第3条

上記契約に関する協力に加え、LIESAは、パレード芸術管理本部に関する全てを、独占的に担当する。

## 第3章 パレードの場所、日程、時間割

### 第4条

本実施要項の対象であるパレードは、「プロフェッソール・ダルシー・ヒベイロ・サンバ会場」との名称を有し、当市内マルケス・ヂ・サプカイ通りに位置するサンバ会場において、**2010年2月14日および15日**、それぞれカーニバル期間内の日曜日および月曜日に行われる。

### 第5条

パレードは21:00(二十時)に開始する。

## 第4章 参加団体

### 第6条

2010年のスペシャル・グループは12(壱拾貳)のエスコーラによって構成され、これが6(六)ずつの2(弐)グループに分割され、下記カーニバル期間内の日曜日と月曜日それぞれのパレード順に従う。

#### I - 2010年2月14日(日曜日)

- 21:00 - G.R.E.S. ウニアオン・ダ・イーリャ・ド・ゴヴェルナドール
- 22:05 から 22:22 の間 - G.R.E.S. インペラトリス・レオポウチネンセ
- 23:10 から 23:44 の間 - G.R.E.S. ウニードス・ダ・チジューカ
- 00:15 から 01:06 の間 - G.R.E.S. ウニードス・ド・ヴィラドウロ
- 01:20 から 02:28 の間 - G.R.E.S. アカデミコス・ド・サウゲイロ
- 02:25 から 03:50 の間 - G.R.E.S. ベイジャ・フロール・チ・ニローポリス

#### II - 2010年2月15日(月曜日)

- 21:00 - G.R.E.S. モシダーチ・インデペンデンチ・チ・パードリ・ミゲウ
- 22:05 から 22:22 の間 - G.R.E.S. ウニードス・ド・ポルト・ダ・ペドラ
- 23:10 から 23:44 の間 - G.R.E.S. ポルテーラ
- 00:15 から 01:06 の間 - G.R.E.S. アカデミコス・ド・グランヂ・ヒオ
- 01:20 から 02:28 の間 - G.R.E.S. ウニードス・チ・ヴィラ・イザベウ
- 02:25 から 03:50 の間 - G.R.E.S. エスタサオン・プリメイラ・チ・マンゲイラ

(訳注: 全て、開始時刻。最速の開始時刻に1エスコーラあたり最大17分押しのマージンを設けているもの。5エスコーラが最大に押した場合には17分×5、すなわち85分押しで6番目のエスコーラがスタートすることを想定している。)

**特記事項** 本実施要項第2条において言及されている契約から類推される事項の如何に関わらず、2010年カーニバルのスペシャル・グループでのパレード履行を怠った団体は、下位グループ(LESGA管掌の予選グループA)への即時降格が罰則として課される。また、2010年カーニバルのパレードに関して当該時点までに受け取ったありとあらゆる分配金を正しく計算し、法定利息を加えた金額をLIESAIに返納しなければならない。また、裁判所の執行費用についても当該罰則対象の団体が負担する。

## 第5章 パレードの調整

### 第1分野 パレード芸術管理本部

#### 第7条

パレード芸術管理本部はLIESAの代表、副代表、およびカーニバル部長を構成員とし、以下の委員会を管掌する。

- I - 集合管理委員会
- II - 計時委員会
- III - 撤収管理委員会
- IV - 義務規定事項履行管理委員会

#### 第8条

当実施要項記載の規定事項の履行に関する罰則の適用は、LIESA代表の判断による。

### 第2分野 集合管理委員会

#### 第9条

集合管理委員会は2009年11月25日までに、パレード芸術管理本部が指名する3(参)名の構成員によって組織されなければならない。また、同時に割り当てられる補助者の運営協力を得て、以下の業務を遂行する。

I - 2009年12月2日までに、集合エリア、準備エリアおよび各団体の山車が搬送される経路における物理的作業に関する義務事項を記載したレポートを提示すること。

II - 2009年1月12日までに、団体毎に以下の指示情報を記載した集合エリア管理書面を作製し、提示すること。

- a. 当該団体の最期の山車が当該団体の「バハカオン」を出発しなければならない時刻
- b. 各団体の山車搬送についての指定経路
- c. 山車の集合エリア近辺への到着日時
- d. 団体毎、山車毎の集合エリア内の待機場所および時刻

III - 2010年1月15日までに、集合エリア、準備エリアおよび各団体の山車が搬送される経路について、事前に設定した点検項目を確認する形での検証報告書を提示すること。

IV - 各山車の集合エリアへの搬入およびパレード順に従った同エリアからの搬出について、前述の集合エリア管理書面を利用しつつ適宜場所を指定し、その調整を行う。

**特記事項** あらかじめ選定された構成員に欠員が生じた場合は、パレード芸術管理本部の任命によってこれを補充する。

### **第 3 分野 計時委員会**

#### **第 10 条**

計時委員会は 2010 年 1 月 15 日までに、パレード芸術管理本部が指名する 3(参)名の構成員によって組織されなければならない。

**特記事項** あらかじめ選定された構成員に欠員が生じた場合は、パレード開始時刻よりも前に、パレード芸術管理本部の任命によってこれを補充する。

#### **第 11 条**

計時委員会は以下の業務を遂行する。

- I - 各エスコーラ・ヂ・サンバによるパレードの開始、停止、終了の各時点を確認すること。
- II - 各エスコーラ・ヂ・サンバのパレード時間を書面によって明示すること。
- III - 本実施要項第 22 条によって規定される罰則の適用を進言すること。

#### **第 12 条**

各エスコーラ・ヂ・サンバは、自エスコーラのパレード中に計時委員会に立ち会う代表者 1(壹)名を 2010 年 1 月 12 日までに LIESA 執行部に届け出る。当該代表者が不在の場合でも、計時委員会による計時の開始および停止の決定に影響することはない。

### **第 4 分野 撤収管理委員会**

#### **第 13 条**

撤収管理委員会は 2009 年 11 月 25 日までに、パレード芸術管理本部が指名する 3(参)名の構成員によって組織されなければならない。また、同時に割り当てられる補助者の運営協力を得て、以下の業務を遂行する。

- I - 2009 年 12 月 2 日までに、撤収エリアおよび各団体の山車の搬送経路における物理的変更作業上の必要事項についてのレポートを提示すること。
- II - 2010 年 1 月 15 日までに、撤収エリア、および各団体の山車が搬送される経路について、事前に設定した点検項目を確認する形での検証報告書を提示すること。
- III - パレード終了ラインから撤収エリアの出口にいたるまで、各エスコーラ・ヂ・サンバによる移動・撤収作業に、少なくともともとも 1(壹)名の構成員が立ち会い、以下の事項を徹底させること。
  - a. 撤収エリアからの山車の撤収・移動作業および各自のバハカオンへの移動については、各エスコーラ・ヂ・サンバの責任において行うべきこと。
  - b. 撤収エリア内においては、各エスコーラ・ヂ・サンバがクレーン車等の備品を用い、エリア要員の助けを得ることができること。
- IV - 本実施要項が規定する制限時間内に撤収エリアから山車を撤収しなかったエスコーラ・ヂ・サンバに対する本実施要項第 25 条に規定される罰則の適用を、明示書面によって進言

すること。

**特記事項** あらかじめ選定された構成員に欠員が生じた場合は、パレード開始時刻よりも前に、パレード芸術管理本部の任命によってこれを補充する。

#### 第 14 条

各エスコーラ・ヂ・サンバは、自エスコーラのパレード中に撤収管理委員会に立ち会う代表者 1(壱)名を 2010 年 1 月 12 日までにLIESA執行部に届け出る。当該代表者が不在の場合でも、撤収管理委員会の業務遂行、本実施要項に基づく罰則の適用、また、パレードの正常な進行の障害となりうる山車に対する緊急排除措置の決定に影響することはない。

### 第 5 分野 義務規定事項管理委員会

#### 第 15 条

義務規定事項管理委員会は 2010 年 1 月 19 日までに、パレード芸術管理本部が指名する 3(参)名の構成員によって組織されなければならない。同委員会は、本実施要項第 26 条に規定する義務規定事項の履行確認および、同事項履行過怠に関する罰則適用のLIESA代表に対する進言を担当業務とする。

## 第 6 章 集合

#### 第 16 条

エスコーラ・ヂ・サンバの集合場所は、マンガ運河に沿ったプレジデンチ・ヴァルガス通りの中央車線とし、以下の要領に従う。

- I - パレード順が偶数番であるエスコーラ・ヂ・サンバは、少年裁判所を先頭として、**ブラジル郵便電報事業の社屋**付近にかけて集合しなければならない。
- II - パレード順が奇数番であるエスコーラ・ヂ・サンバは、パレード会場のセクター1の脇を先頭として、「**バランサ・マス・ナオン・カイ**」ビル付近にかけて集合しなければならない。
- III - パレード開催日の最初に出場するエスコーラ・ヂ・サンバは、待機エリア(パレード開始ゲートの手前のエリア)を先頭として集合することができる。

#### 第 17 条

エスコーラ・ヂ・サンバは、パレード順を守り、本実施要項第 6 条、および第 9 条II項に従って、第 16 条に記載の場所に集合しなければならない。

**特記事項** 本実施要項第 9 条に記載の集合管理委員会による注意事項を含む指示書に従って時間内に集合エリア(第 16 条)に山車をともなって現れなかったエスコーラ・ヂ・サンバについては、集合管理委員会による報告書に基づくLIESA代表の裁定により、45,000(四萬伍

阡)へアウの罰金が課されることがある。

## 第 18 条

各エスコーラ・ヂ・サンバは、直前の順番の団体が出発した後に、集合エリアから待機エリアへと移動し、第 20 条に記載の要領に従い、自団体のパレードの開始に備えて待機する。

## 第 7 章 パレード時間

### 第 19 条

各エスコーラ・ヂ・サンバのパレード時間は、最短で 65(六拾伍)分、最長で 82(八拾貳)分である。

### 第 20 条

各エスコーラ・ヂ・サンバは、パレード芸術管理本部の承認信号を受けて、以下の条件に従って、自団体のパレードを開始する。

I- 開催日の最初にパレードするエスコーラ・ヂ・サンバについては、以下の手順による。

- a. 第一のサイレン(1音)をもって、15(壹拾伍)分以内にパレードを開始しなければならないことを示す。
- b. 第二のサイレン(2連)をもって、5(伍)分以内にパレードを開始しなければならないことを示す。また、本サイレン(2連)以後、インテルプレッチ(プシヤドール)の音声を会場全体に伝送することが認められる。
- c. 第三のサイレン(3連)をもって、パレードの開始期限を示す。まだパレードが開始されていない場合、この時点で計時が開始される。

II- その他の出場順のエスコーラ・ヂ・サンバについては、以下の手順による。

- a. 第一のサイレン(1音)をもって、これからパレードを開始するエスコーラ・ヂ・サンバに対して、直前の順番のエスコーラ・ヂ・サンバの末尾の構成員がパレード開始線を超えたことを示す。この段階で、これからパレードを開始するエスコーラ・ヂ・サンバがパレード開始線を先頭とする待機エリアに進出することが認められる。ただし、ありとあらゆる解釈を含めて静粛を保たなければならない。バテリアの音出し、PA車に繋がれた楽器のチューニング、マイク使用は認められない。
- b. 第二のサイレン(2連)をもって、これからパレードを開始するエスコーラ・ヂ・サンバに対して、直前の順番のエスコーラ・ヂ・サンバの末尾の構成員がパレード中間線を超えたことを示す。これ以降、これからパレードを開始するエスコーラ・ヂ・サンバには、バテリアの音出し、PA車に繋がれた楽器のチューニング、マイクの使用が許される。
- c. 第三のサイレン(3連)をもって、これからパレードを開始するエスコーラ・ヂ・サンバに対して、直前の順番のエスコーラ・ヂ・サンバの末尾の構成員がパレード終了線を超えたことを示す。これ以降、これからパレードを開始するエスコーラ・ヂ・サンバに、インテルプレッチ(プシ

ヤドール)の音声を会場全体に伝送することが認められる。また、これをもって5(伍)分以内にパレードを開始しなければならないことを示す。この5(伍)分経過時点でパレードが開始されていない場合には、ここで計時が開始される。

**特記事項** 待機エリア内で第二のサイレン(2連)以前にバテリアまたはPA車の音出しを行い、**本条II項**に抵触したエスコーラ・ヂ・サンバには、パレード芸術管理本部の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従い、**0.5(半)ポイント**の罰則減点が課せられることがある。

## 第21条

各エスコーラ・ヂ・サンバのパレードは、パレード芸術管理本部の指示によって計時が開始された時点をもって開始し、当該団体最後尾の山車または構成員がパレード終了線を越えた時点をもって終了する。

**特記事項** パレード・コースに於いて停電またはPA施設の障害が発生した場合でも、先頭の構成員がパレード開始線を越えていた場合には、当該エスコーラ・ヂ・サンバは中断することなくパレードを続けなければならない。

## 第22条

本実施要項第19条に記載のパレード時間にパレードを行わなかったエスコーラ・ヂ・サンバに対しては、計時委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従い、以下の罰則減点が課せられることがある。

I- パレード時間が65(六拾伍)分未満であった場合、不足1分毎に**0.1(壹拾分の壹)ポイント**の減点

II- パレード時間が82(八拾貳)分超であった場合、超過1分毎に**0.1(壹拾分の壹)ポイント**の減点

## 第8章 撤収

### 第23条

撤収エリアとは、パレード終了線からフレイ・カネツカ通りを通ってサオン・セバスチアオン行政センター(市庁舎)前の広場までの経路をいう。

### 第24条

各エスコーラ・ヂ・サンバは、自身のパレード開始時点から02:30(貳時間参拾分)以内に、自身の山車を撤収エリア最終線の先に撤収させなければならない。

## 第 25 条

撤収エリア(第 23 条)から、前第 24 条に規定の時間内に、自身の山車を撤収しなかったエスコーラ・ヂ・サンバに対しては、撤収管理委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従い、45,000(四萬伍阡)ヘアウの罰金が課される場合がある。

## 第 2 部 エスコーラ・ヂ・サンバの義務および順守事項

### 第 26 条

本実施要項に明示された義務事項以外に、各エスコーラ・ヂ・サンバには以下の順守義務事項がある。

- I - バテリアの形にまとめられた 200(貳百)人以上の打楽器奏者をともなってパレードすること。
  - II - 100(百)人以上のグループで構成するバイアーナスをともなってパレードすること。
  - III - バイアーナとは異なる装束のヂレトールを除き、アーラ・ヂ・バイアーナスに男性を入れないこと。
  - IV - 山車の牽引用を含め、種の如何を問わず、生きた動物を登場させないこと。
  - V - 装飾、塗装の如何を問わず、性器を露出した人物を登場させないこと。
  - VI - バテリアにおいて、ヂレトールが使用するアピートを除き、管楽器または同様の音を発する楽器を使用しないこと。
  - VII - 最少で 5 基、最多で 8 基の山車をともなってパレードすること。ここに言う山車は、パレード・コースの地面に車輪を用いて直接接するあらゆる構築物をも含むが、コミッサオン・ヂ・フレンチにとまなう背景セット、その他本実施要項第 27 条のXIIIに規定するセットは含まない。
  - VIII - 以下の場合を除き、エンヘッド、山車、装飾、アーラ、デスタッキ、サンバ・エンヘッドその他いかなる手段においても、いかなる(明示・暗示の別を問わず)「商業広告」をも、使用、配布、展示を行わないこと。
    - a. 山車押しスタッフ用の衣料
    - b. サンバ・エンヘッドの歌詞を記載したパンフレット
    - c. バテリアの楽器。ただし当該楽器のメーカー・ブランドに限る。
  - IX - 最少で 10(壹拾)名、最多で 15(壹拾伍)名によって構成されるコミッサオン・ヂ・フレンチをともなってパレードすること。
  - X - パレード・コース上、セクター3 前に至るまでに、コミッサオン・ヂ・フレンチを披露すること。
- 特記第 1 項** 本条I、II、III、IV、V、VI の各項記載事項の不履行については、本実施要項第 15 条に記載の義務規定事項履行管理委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従い、1 項目の不履行につき 0.5(半)ポイントの罰則減点が課されることがある。
- 特記第 2 項** 本条VIIおよびIXの各項に関しては、本実施要項第 15 条に記載の義務規定事項履行管理委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従って課される可能性の

ある罰則減点は、1項目の不履行につき1(壹)ポイントとする。

**特記第3項** 連結式の山車がパレード中に連結装置の故障により分離することで山車数の上限(8基)を越えてしまった場合、当該団体に対しては、本実施要項第15条に記載の義務規定事項履行管理委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従い、**0.1(壹拾分の壹)ポイント**の罰則減点が課されることがある。

**特記第4項** 本条VIII項に関しては、本実施要項第15条に記載の義務規定事項履行管理委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従って課される可能性のある罰則減点は、2(弐)ポイントとする。

**特記第5項** 本条X項に関しては、本実施要項第15条に記載の義務規定事項履行管理委員会の書面による指摘を受けたLIESA代表の裁定に従って課される可能性のある罰則減点は、**0.1(壹拾分の壹)ポイント**とする。

## 第27条

前条記載のほか、各エスコーラ・ヂ・サンバには以下の事項の順守が求められる。

**I - 2009年7月31日までに**、LIESAあてに、2010年カーニバル用のエンヘードのシノプスを届け出ること。

**II - 2009年10月22日までに**、LIESAあてに、2010年カーニバル用のサンバ・エンヘードの歌詞、およびその作者名を届け出ること。

**III - 2010年1月12日までに**、LIESAあてに、所定の登録用紙への記入によって、自団体を代表するメストリ・サラとポルタ・バンデイラの第一ペアを届け出ること。当該登録用紙の届出以降は、全当事者の事前の同意とLIESAの明示的な承認なしに交代を行うことはできない。

**IV - 2010年1月12日までに**、LIESAあてに、以下の資料を提出すること。

a. エンヘードの説明資料

b. 自団体の基本情報(事前にLIESAからCDまたはディスクで配布された定型欄に入力)

c. その他、審査員団に正確な審査を行ってもらう上で必要不可欠と自らが判断する情報

**V - 2010年1月19日までに**、LIESAあてに、パレード構成(アーラ、山車、その他パレード構成要素の配置・順番)を届け出ること。

**VI - 開催当日**、審査員に対して、雑誌、パンフレット、スーベニア・グッズ、その他いかなる物品をも渡さないこと。

**VII - 橋梁、トンネル、陸橋、送電線、電話線、その他公共施設・設備に影響しない範囲の全高、全幅の山車を**、公共の道路、集合エリア、撤収エリアを用いて移動させること。

**VIII - 以下の制限サイズ内の山車をもって**、パレード・コースに出場すること。

a. 全幅 8.5 (八と半)メートル。取り外しによって狭められる場合は 10(壹拾)メートル。ただし、取り外しを手作業でできる場合に限る。

b. パレード・コース上、セクター11(壹拾壹)セクター13(壹拾参)間のテレビ中継用ブリッジに影響しない全高

- IX - 新規に製作した山車を用いてパレードすること。即ち、本年、過年に関わらず、他団体のパレード、他グループに参加する団体のパレードで使われたことのないものを用いること。
- X - 自団体の山車に、安全ベルト、手すり、安全棒等、搭乗者(デスタッキおよびテーマ表現者)の安全を担保するに然るべき設備を設置すること。
- XI - 万一の際にクレーン車その他適切な手段をもって撤去できるよう、自団体の山車に、被牽引装置(フック等)を設置すること。
- XII - 動力による自走または手押しのいずれにせよ、2人乗りまでの背景セット(訳注・小山車)を6基まで使用することが認められる。
- XIII - 山車に搭乗するデスタッキその他要員を含めた合計で、最少2,500(二千五百)名、最多4,000(四千)名の範囲の表現要員をもってパレードすること。
- XIV - デレトールおよび補助者は250名以内としてパレードすること。ただし、山車押し要員はこの員数に含めない。
- XV - ブラジル連邦共和国刑法第208条を順守し、公共の場において宗教上の行為、文物を侮辱しないこと。
- XVI - 山車に搭乗する者も含めて未成年者のパレード参加に関する少年裁判所の勧告に従うこと。アーラ・ダス・クリアンサスのパレードは認められるが、それについても、同勧告の要件に厳格に従うこと。
- XVII - c山車の製作および解体に関して採用すべき処理手順について書かれたリオデジャネイロ州軍管理消防局による指示書、その他同等の公的機関が定める事項を順守すること。
- XVIII - a) 第一インテルプレッチ(プシャドール)、b) メストリ・ヂ・バテリア、c) メストリ・サラおよびポルタ・バンデイラ(ペアとしても個人としても)、d) コミッサオン・ヂ・フレンチ(全体としても個人としても)については、異なるグループであっても、リオデジャネイロ市その他の市であっても、他の団体で、同じ年に、同じ役目で出場したものをパレードさせてはならない。
- 特記事項** 上記順守事項を無視したことによって発生する、いかなる不測事態、動揺、損害についても、全面的に当該エスコーラ・ヂ・サンバの責に帰すべきものである。

## 第3部 パレードの審査

### 第1章 審査員団

#### 第28条

審査員団は審査項目1件につき5(伍)名ずつ、合計50(伍拾)名の審査員によって構成される。

## 第 29 条

審査員の指名はLIESA代表の専管事項である。

## 第 2 章 審査項目

### 第 30 条

審査対象項目は以下の通り

I - バテリア

II - サンバ・エンヘッド

III - アルモニア(調和)

IV - エヴォルサオン(山場作り・盛り上がり)

V - エンヘッド

VI - コンジュント(統一性)

VII - 山車および装飾

VIII - 衣装

IX - コミッサオン・チ・フレンチ

X - メストリ・サラとポルタ・バンデイラ